

草津市自治体基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における自治体基本条例の策定に当たり、市民、各種団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市自治体基本条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 検討委員会は、条例に盛り込むべき内容について検討を行い、条例案を市長に提言する。

(組織構成等)

第3条 検討委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくりに寄与する者
- (3) 一般公募により募集した者
- (4) 本市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する条例案を市長に提言する日までとする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係者の出席、助言および指導を求めることができる。
- 5 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 6 委員長および副委員長ともに事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ指名された委員が、委員長の職務を行う。

(事務局)

第6条 検討委員会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付 則

この要綱は、平成21年2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。